

【知事登録の基準】

知事登録の基準は、①物的要件 ②人的要件 ③厚生労働大臣が別に定める要件
とに大別される。

	物的要件		人的要件	
	機械器具	設備	監督者等	従事者等
<p>1号 建築物清掃業</p>	<p>(1)真空掃除機 (2)床みがき機</p>		<p><<清掃作業監督者>> 次のいずれかに該当する者で厚生労働大臣が指定する清掃作業監督者講習会を修了した者(注1) ◆ビルクリーニング技能検定合格者 ◆建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者</p>	<p>従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること</p>
<p>2号 建築物空気環境測定業</p>	<p>(1)浮遊粉じん測定器 (2)一酸化炭素検定器 (3)二酸化炭素検定器 (4)温度計 (5)乾湿球湿度計 (6)風速計 (7)空気環境測定作業に必要な器具</p>		<p><<空気環境測定実施者>> 次のいずれかに該当する者 ◆厚生労働大臣が指定する空気環境測定実施者講習会を修了した者 ◆上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者)</p>	
<p>3号 建築物空気調和用ダクト清掃業</p>	<p>(1)電気ドリル及びシャワー又はニブラ (2)内視鏡(写真撮影ができるもの) (3)電子天びん又は化学天びん (4)コンプレッサー (5)集じん機 (6)真空掃除機</p>		<p><<ダクト清掃作業監督者>> ◆厚生労働大臣が指定するダクト清掃作業監督者講習会を修了した者 ◆上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者)</p>	<p>従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること</p>
<p>4号 建築物飲料水水質検査業</p>	<p>(1)高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器 (2)フレームレス原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (3)光電分光光度計又は光電光度計 (4)ガスクロマトグラフ (5)蒸留装置及び還流冷却装置 (6)電子天びん又は化学天びん</p>	<p>水質検査を的確に行うことができる検査室</p>	<p><<水質検査実施者>> 次のいずれかに該当する者 ◆大学又は旧専門学校において理学等の課程を修めて卒業した後、実務経験1年以上の者(注2) ◆衛生検査技師又は臨床検査技師で実務経験1年以上の者(注2) ◆短大又は高等専門学校において生物学もしくは工業化学の課程を修めて卒業した後、実務経験2年以上の者(注2)</p>	

			◆ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(注3)	
 建築物飲料水 貯水槽清掃業	(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器	機械器具を適切に保管できる専用の保管庫	<<貯水槽清掃作業監督者>> 次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣が指定する貯水槽清掃作業監督者講習会を修了した者 ◆ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者)	従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること
 建築物排水管 清掃業	(1) 内視鏡(写真撮影ができるもの) (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル (3) ワイヤ式管清掃機 (4) 空圧式管清掃機 (5) 排水ポンプ	機械器具を適切に保管できる専用の保管庫	<<排水管清掃作業監督者>> 次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣が指定する排水管清掃作業監督者講習会を修了した者 ◆ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者)	従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること
 建築物ねずみ・ 昆虫等防除業	(1) 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 (2) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 (3) 噴霧機及び散粉機 (4) 真空掃除機 (5) 防毒マスク及び消火器	機械器具及び薬剤を適切に保管できる専用の保管庫	<<防除作業監督者>> 次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣が指定する防除作業監督者講習会を修了した者 ◆ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること
 建築物環境衛生 総合管理業	(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機 (3) 浮遊粉じん測定器 (4) 一酸化炭素検定器 (5) 二酸化炭素検定器 (6) 温度計 (7) 乾湿球湿度計 (8) 風速計 (9) 空気環境測定作業に必要な器具 (10) 残留塩素測定器		<<統括管理者>> ◆ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者で、厚生労働大臣が指定する統括管理者講習会を修了した者 <<清掃作業監督者>> ◆ 建築物清掃業と同じ <<空調給排水管理監督者>> ◆ 次のいずれかに該当する者で厚生労働大臣が指定する空調給排水管理監督者講習会を修了した者 ◇ ビル設備管理技能検定1級もしくは2級に合格した者 ◇ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	◆ 清掃作業従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること ◆ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査従事者は、定期的に行われる研修を修了した者であること

		<< 空気環境測定実施者 >> ◆ 建築物空気環境測定業と 同じ	
--	--	--	--

※平成13年の法改正により、その他の要件として、全ての業種に、機械器具の精度管理及び作業の適正な実施方法と実施体制が必要となった。

- 注1) 厚生労働大臣が指定する講習会の受講者は、修了した日から6年が経過しないうちに、再講習を受けなければならない。
- 注2) 水質検査またはその他の理化学的もしくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者。
- 注3) ● 大学、短期大学、高等専門学校以外の学校を卒業した者で、修業年数・修業内容等から判断して大学、短期大学、高等専門学校卒業者と同等以上の学歴を有すると認められる者。(ただし、所要の実務経験を必要とする。)
- 技術士法第2条に規定する技術士で、水道部門または衛生工学部門の技術士。